第 52 回
組合議会定例会会議録

高知県市町村総合事務組合

第52回高知県市町村総合事務組合議会定例会会議録

1　招集年月日時　　令和6年2月20日（火）午前11時00分 開議

2　開 催 場 所　　高知市本町4丁目1番35号　高知県自治会館 6階 第2会議室

3　出 席 議 員

1番	板 原 啓 文	君
2番	中 平 正 宏	君
4番	山 﨑 出	君
5番	和 田 守 也	君
6番	古 味 実	君
7番	片 岡 雄 司	君
8番	池 田 洋 光	君
9番	田 野 正 利	君
10番	筒 井 公 二	君
11番	岩 垣 實 男	君
12番	尾 﨑 政 廣	君

4　欠 席 議 員　　3番　濱 田 豪 太　君

5　説明のため出席した者

管 理 者	池 田 三	男
副管理者	小 田 保	行
副管理者	溝 渕	孝
副管理者	笹 岡 貴	文
次　長	林 博	則
課　長	北 川 博	史
主　任	辻 百	合
主　幹	岡 村 倫	子

6　議事日程

第 1　会議録署名議員の指名

第 2　会期の決定

第 3　諸般の報告

第 4　承認第1号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第 5　承認第2号　副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専

決処分報告
第 6　議案第1号　令和6年度高知県市町村総合事務組合一般会計予算
第 7　議案第2号　令和6年度高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

午前 10 時 59 分　開会

○議長（筒井公二君）　お早うございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第 52 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

ご報告します。

3 番 濱田議員から、所用のため、本日の会議を欠席したい旨、届出がありました。

本日の議会は地方自治法第 113 条の規定による、定足数に達していることを報告いたします。

次に、管理者から、挨拶の申し出がありましたので、これを許可します。

○管理者（池田三男君）　議長。

○議長（筒井公二君）　池田管理者。

○管理者（池田三男君）　皆様、お早うございます。

はじめに、元日に発生しました能登半島地震によりまして、お亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

被災地では、住宅被害等、甚大な被害に見舞われておるところでありまして、今なお、多くの方が困難を強いられている状況にあります。

一日も早い復旧と復興をお祈りしたいと思います。

さて、本日、第 52 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、3 月議会を控え、ご多用の折にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、平素は、皆様方にはご協力、ご支援のもと、安定した共同処理事務を行うことが出来ておりますことに対しましても、組合を代表しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

今後も引き続いてご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本日の定例会には、「専決処分報告」を２件と「令和６年度当初予算」の２議案を提出しております。

議案の詳細は、のちほど、事務局から説明をいたしますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（筒井公二君）　ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、４ 番 山﨑議員、９ 番 田野議員にお願いをいたします。

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決しました。

本日の議案は、管理者から提出され、お手元に配付のとおりであります。

それでは、日程第３、諸般の報告を行います。

「例月出納検査結果報告書」は、議案書３ページのとおりでありますので、お目通しを願います。

これで、諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第４、承認第１号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（筒井公二君）　次長。

○次長（林博則君）　はい。それでは、着座して失礼いたします。

お手元の資料、議案書の4ページをお開き願います。

承認第 1 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年 8 月 7 日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿いまして、職員に係る給料表を国家公務員の給料表の改定に準じて令和5年4月に遡って改定し、令和5年12月に支給する職員の期末手当の支給割合を100分の120から100分の125に、勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の105に引上げ、令和6年度以降に支給する職員の期末手当の支給割合を100分の122.5に、勤勉手当の支給割合を100分の102．5とするよう条例改正を、令和5年12月13日に、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので報告し議会の承認を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定いたしました。

これより、採決に入ります。

承認第 1 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（筒井公二君）　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5、承認第2号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（筒井公二君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。議案書11ページをお開き願います。

お手元の書類の11ページでございます。

承認第2号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、副管理者に対して支給する期末特別手当の額について、高知県の特別職の期末手当の条例改正に準じて、令和5年12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の155から100分の170に引上げ、令和6年以降に支給する期末特別手当の支給割合を100分の162．5とする条例改正を、令和5年12月15日に、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので報告し議会の承認を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

承認第 2 号「副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（筒井公二君）　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 6、議案第 1 号「令和 6 年度 高知県市町村総合事務組合一般会計予算」及び日程第 7、議案第 2 号「令和 6 年度 高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算」の 2 議案は関連がございますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（筒井公二君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。それでは、令和 6 年度の一般会計及び交通災害共済事業特別会計の予算につきまして、「令和 6 年度 高知県市町村総合事務組合予算書」に基づきまして、ご説明申し上げます。

お手元にございます予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 6 年度 高知県市町村総合事務組合一般会計予算

第 1 条第 1 項　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42 億 3,202 万 3 千円と定める。

第 2 項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表　歳入歳出予算」による。

第 2 条　地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

それでは、予算の内容につきまして、事項別明細書にそってご説明申し上げます。

少し飛びますが、6 ページをお開き願います。

歳入からでございます。

6 ページ、歳入、第 1 款　分担金及び負担金、第 1 項　市町村等負担金は、構成団体等からの負担金でございます。

1 目　退職手当負担金は、退職手当業務に係る負担金でございます。25 億 1,334 万 8 千円を計上しております。積算は、一般負担金、特別負担金それぞれ右の説明欄のとおりでございます。2,021 万 7 千円の増となっております。

2 目　消防団員等負担金は、消防団員等公務災害補償等業務に係る負担金でございます。1 億 7,305 万 6 千円を計上しております。積算は、説明欄のとおりでございます。構成団体の消防団員定数の減少に伴い消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金が減額となることなどにより、250 万 1 千円の減となっております。

3 目　議員公務災害負担金は、議会議員公務災害補償業務に係る負担金でございます。169 万 7 千円を計上しております。積算は、説明欄のとおりでございます。

4 目　職員費等負担金は、市町村振興協会等の業務を兼務する副管理者等の人件費や市町村振興協会等に派遣している職員の退職手当負担金や共済費、市町村振興協会等と共同で使用するものに対する負担金でございます。昨年度までは、市町村振興協会等からの負担は職員費のみであったことから目の名称を「職員費負担金」としておりましたが、本年度では、共同で使用するものに対する負担金が発生することから、職員費等負担金に名称を改めるため、「職員費負担金」を廃目とし、「職員費等負担金」を新設いたしました。2,096 万 6 千円を計上しております。

次に、第 2 款　第 1 項　共済基金支出金でございます。

1 目　消防共済基金支出金は、消防共済基金からの消防団員等公務災害補償費及び消防団員退職報償金の給付財源並びに安全装備品購入助成金を受け入れるものでございます。2 億 5,374 万円を計上しております。

2 目　議員公務災害連合会支出金は、市町村議会議員公務災害補償等組合連合会からの議会議員公務災害補償費を受け入れるものでございます。該当事案があれば、補正で対応するものでございます。

なお、予算額　1 千円は科目存置(そんち)でございまして、これ以降の節において、1 千円とありますのは、全て同様でございます。

第 3 款　財産収入　第 1 項　財産運用収入のうち、1 目　利子及び配当金は、各基金の運用収入でございます。

令和 5 年度末における基金の総額を、95 億円余りと見込んでおりまして、退職手当基金を、地方債と定期預金により、その他の基金を定期預金により運用することにより、2,729 万 2 千円を見込んでおります。

2 目　財産貸付収入は、当会館 4 階の貸事務室、3 階会議室、共済会館の前の契約駐車場などの貸付収入でございます。1,897 万 6 千円を計上しております。

次のページに移りまして、第 4 款　第 1 項　繰入金のうち、1 目　特別会計繰入金は、交通災害共済事業特別会計から事務局職員の人件費、その他事務経費の負担分を繰り入れているものでございます。267 万 6 千円を計上しております。

2 目　基金繰入金、1 節　財政調整基金繰入金の 20 万円は、消防団員安全装備品助成事業の財源といたしまして、先ほどの消防基金からの助成金との差額を、財政調整基金から取り崩しを行うものでございます。本年度は、退職手当基金等の繰り入れを見込んでおりませんので、9,366 万 7 千円の減となっております。

第 5 款　第 1 項　1 目　繰越金 12 億 1,010 万 2 千円は、令和 5 年度の決算剰余金の見込額でございます。内訳は、右の説明欄にありますとおり、退職手当事業で、12 億 0,937 万 3 千円、消防補償等業務で、72 万 9 千円を見込んでおります。

第 6 款　諸収入、第 1 項　預金利子は、当面支払う予定のない歳計現金を、当該年度内を原則といたしまして、定期預金など僅かでも金利のある預金に預け入れを行っているものでございます。4 月の退職手当の支払いのピークが過ぎた後、負担金等の納入により一定の金額が歳計現金に溜まりましたら、定期預金で運用を予定しております。10 億円を、0.02%で 6 か月運用した場合の額を計上しております。

第 2 項　雑入、1 目　雑入の 986 万 4 千円は、町村会、議長会、市町村振興協会からの事務室共益分担金や、入居団体等からの自治会館の光熱水費などに係る実費徴収分などでございます。

次のページに移りまして、歳出でございます。

第 1 款　議会費には、組合議会に係る議員の費用弁償旅費等といたしまして、20 万 6 千円を計上しております。

第 2 款　総務費、第 1 項　総務管理費、1 目　一般管理費には、6,889 万 8 千円を計上しております。内容につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございますが、本年度におきましては、公用車 1 台を購入する経費を計上しております。

第 2 項　審議会費は、当組合の非常勤職員の公務災害補償等認定委員会や職員に係る退職手当審査会の経費で、該当事案があれば補正若しくは予備費で対応いたします。

第 3 項　監査委員費は、決算監査等のための費用弁償旅費、2 名分の計上でございます。

第 3 款　事業費でございます。

1 項　退職手当費　1 目　退職手当給付費には、32 億 109 万 8 千円を計上しております。退職手当給付金として、32 億円を、退職手当システムの保守委託料等といたしまして 57 万 5 千円を、退職手当システム機器のリース料といたしまして 52 万 3 千円を計上しております。

次のページに移りまして、2 目　審議会費は、特別職の退職手当支給率について審議を行う「特別職退職手当審議会」にかかる経費でございます。

3 目　検討委員会費は、退職手当事務に関する収支予測及び財源対策等の検討を行う「退職手当問題検討委員会」にかかる経費でございます。必要があれば補正若しくは予備費で対応いたします。

第 2 項　消防団員等災害補償費の、1 目　消防団員等災害補償費は、消防団員や協力者に係る公務災害の補償費、2 目　消防団員退職報償金は、5 年以上務められた消防団員の退職報償金の支払いに係る経費でございまして、共に消防基金から財源を受け入れて充当しております。消防団員等災害補償費には、8,500 万 1 千円を、消防団員退職報償金には、1 億 6,642 万円を計上しております。

3 目　賞じゅつ金費、4 目　審査会費は、該当事案が発生すれば補正若しくは予備費で対応いたします。

続きまして、13 ページの 5 目　安全装備品助成事業費には、252 万円を計上しております。消防基金からの助成金と財政調整基金を財源に、消防団員の安全装備品の購入を行うものでございます。

第 3 項　議会議員公務災害補償費は、構成団体の議会議員に係る公務災害補償費の支払いや認定委員会等の経費でございます。ここ 10 年間以上該当事案が発生しておりませんが、該当事案が発生いたしましたら、補正若しくは予備費で対応いたします。

第 4 項　財産管理費、1 目　会館管理費には、1,630 万 3 千円を計上しております。自治会館に係る、光熱水費、清掃業務の委託料などの管理経費でございます。数年ごとに行う保守の関係によりまして、予算の増減がございます。

次のページに移りまして、14 頁でございます。

第 4 款　共済基金掛金でございます。

1 目　消防共済基金掛金は 1 億 6,216 万 5 千円、消防団員等公務災害補償等共済基金に、また、2 目　議員公務災害連合会掛金の 96 万円は、市町村議会議員公務災害補償等組合連合会に対する掛け金でございます。

第 5 款　諸支出金の、第 1 項　積立金は、各基金への積立金でございます。各基金の運用利息を、それぞれの基金に積み立てることとしておりますが、2 目　退職手当基金費につきましては、基金運用利息のほかに、前年度繰越金の一部を財源として積み立てるとともに、5 目　施設整備基金費につきましては、基金運用利息のほかに、財産貸付収入、事務室共益分担金等を財源として、自治会館の修繕のための財源を積み立てております。

第 6 款　予備費には、前年度と同額の 150 万円を計上しております。

続きまして、16 ページから 20 ページまでは、当組合の給与費及び職員手当の明細を記載しております。詳細な説明は省略させていただきます。

続きまして、令和 6 年度の交通災害共済事業特別会計予算案につきまして説明をさせていただきます。

21 ページをお開き願います。21 ページでございます。

令和 6 年度 高知県市町村総合事務組合 交通災害共済事業特別会計予算

第 1 条第 1 項　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 962 万円と定める。

第 2 項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表　歳入歳出予算」による。

第 2 条　地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

少し飛びまして、26 ページをお開き願います。

26 ページ、歳入からでございます。

第 1 款　共済掛金でございます。交通災害共済への加入率を最近の加入状況から 7.87％とし、構成団体の人口の減少を勘案いたしまして、加入者数を 1 万 3,380 人と見込み、掛金が 1 人 500 円であることから、669 万円を計上しております。

第 2 款　財産収入、1 目　利子及び配当金は、基金の運用収入でございます。

第 3 款　繰入金は、単年度の歳入不足額につきまして、交通災害共済基金から特別会計に繰り入れるものでございます。令和 6 年度は、291 万 5 千円を計上しております。

次のページに移りまして、歳出でございます。

第 1 款　事業費、1 目　交通災害事業費には、950 万 7 千円を計上しております。

7 節　報償費は、加入者 1 人当たり 70 円の事務取扱手数料として各市町村支部にお支払いをしているものでございます。

10 節　需用費は、加入者募集用パンフレットなどの印刷費用を計上したものでございます。

21 節　補償、補填及び賠償金は、被災者への見舞金でございます。500 万円を見込んでおります。

27 節　繰出金は、事務局職員の人件費、その他事務経費につきまして、交通災害共済事業の負担分といたしまして、一般会計に繰出すものでございます。267 万 6 千円を計上しております。

第 2 款　諸支出金、1 目　交通災害共済基金費の 1 万 3 千円は、交通災害共済基金の運用収入を、同基金に積み立てるものでございます。

第 3 款　予備費には、前年度と同額の 10 万円を計上しております。

令和 6 年度の当初予算案に関する説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君）　以上で、執行部の説明が終わりましたが、本 2 議案に対する質疑はございませんか。

○議長（筒井公二君）　1 番、板原議員。

○議会議員1番（板原啓文君）　すみません。伺いたいです。

1 号議案につきまして、ちょっと聞き漏らしたので、2 点、教えていただきたいですが、10 ページの総務費の一番下にあります備品購入費 370 万円っていうのがあるんです。公用車を1台というふうにおっしゃったように思うがですけど、公用車を更新をするがかなと思ったんですけど、この 370 万円すべてが公用車なのか、そうなるとえらい高いなあと思いながら聞きよったがですけど、その点が一つと、もう 1 点は 13 ページのですね、下の端の財産管理費の会館管理費の中で、かなり大きく予算を落としてますけど、変動がありますっていうふうな話でしたが、光熱水費が落ちたのか、どこが落としたのか、よく分からんかったので、ちょっとそこをお願いしたいと思います。

○次長（林博則君）　はい。議長。

○議長（筒井公二君）　林次長。

○次長（林博則君）　はい。さきほどのご質問に、お答えいたします。

まず、あの 10 頁の備品購入費でございますが、これは全額、公用車の更新にかかる経費でございまして、実はうちの事務所、平成 25 年の 6 月にムーヴ、軽自動車のムーヴの購入といいますか、リースいたしまして、かれこれ 10 年以上を経過したんですけど、距離はあまり乗ってなくてですね、使っていたのですが、長距離、複数人で出張する際にですね、県内がほとんどなんですけど、ちょっと軽自動車ではしんどいということもありまして、また、あの 10 年という節目超えたということもございまして、新しい車を買いたいなということで、計上させていただいております。

一応、ホンダのですね、フリード、7 人乗りだそうですが、ホンダのフリードという、ちょっと大きめというか、普通車は普通車なんですけど、にやりかえようかなという計画で 360 万円が、全額、車の購入費ということです。

一応、ハイブリッド車ではなくて、ガソリン車です。

それともう 1 点、13 頁、会館管理費の減額の主な理由なんですが、2 年に 1 回ですね、空調機器の点検保守を大がかりにやっておりまして、それがたしか 700 万円組んでる、1 年 1 回あたりといいますか、その部分がですね、2 年に 1 回なので、今年、5 年度はあったんですけど、6 年度はないのでということで。

以上になります。

○議長（筒井公二君）　他に質疑はございませんか。

［「なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

本 2 議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（筒井公二君）　異議なしと認めます。

従いましてそのように決定をいたしました。

これより、採決に入ります。

議案第 1 号「令和 6 年度高知県市町村総合事務組合一般会計予算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（筒井公二君）　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 2 号「令和 6 年度高知県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算」を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

［賛成者挙手］

○議長（筒井公二君）　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって本議案は原案のとおり可決されました。

以上で提案された議案については、全て議了いたしました。

議事運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第 52 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前 11 時 31 分　閉会

上記のとおり第 52 回高知県市町村総合事務組合議会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、議長及び署名議員が署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議　　長　　筒　井　公　二

議　　員　　山　﨑　　出

議　　員　　田　野　正　利